

## EP 特許資料

# クレーム発明における開示の不明瞭性は開示の不十分性を招来し得るか否かが争われた EPO 審決

2017年07月31日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

Art. 83 EPC 1973 において、EP 特許出願は、当業者が実施することができる程度に「明瞭かつ十分に」、発明を開示しなければならない旨、規定されています。「明瞭かつ十分に」発明が開示されているか否かは、出願当初明細書およびクレームを含む出願書類全体に基づいて判断されます。但し、この場合、当業者が工夫に富んだ努力をすることなく、出願当初明細書等に基づいてクレームに規定のステップを再現できなければならないことが示された審決があります（**T 10/86**）。また、審決 **T 219/85** 等によれば、当業者が本願クレームを実施する際、開示が不十分のために、一般的な知識をもって補おうとしてもできない場合、発明は十分に開示されていないと認定されてしまいます。

Art. 84 EPC 1973 において、クレームには、保護が求められる事項を明示すると共に、クレームは、明確かつ簡潔に記載され、出願当初明細書によって裏付けられているものとする旨、規定されています。

発明を実施するために不可欠な特徴については、どのように発明が実施されるのかについて十分に詳細に当業者に理解できるように、明細書中に記載されていなければなりません。

但し、限られた数の実施例や唯一の実施例でも非常に広い範囲が十分に例示されるような場合においては、当業者が、一般常識を用いて、過度の負担を強いられることなく且つ創作能力を要することなく、「クレームされた全範囲」を実施することができるように、明細書中に開示されていることが必要です（**T 727/95** 参照）。

なお、上記の「クレームされた全範囲」とは、クレームの範囲内に属する実質的な実施例であると理解すべきと解釈されています。但し、未開拓の分野の場合、あるいは多くの技術的困難がある場合、限られた量の試行錯誤は許されるとされています。

Art. 83 EPCによれば、開示の十分性の欠如に係る拒絶理由は、立証可能な事実によって実証される重大な疑いが存在することを前提としています（T 409/91 及び T 694/92 参照）。特定の状況下で、出願が十分に開示されていないことを示す証拠を審査部が挙示することができた場合、クレームされた範囲の実質的に全てに亘って発明が実施および再現され得ることの立証責任は出願人に転嫁されます。

最近の EPO 審決において、クレームにおける開示の不明瞭性が、開示の不十分性を招来し得るか否かが争われました。この審決について、以下に説明します。

## 【全 5 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK  
理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

### 【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

### 【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

### 【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。